第三条　道路交通法施行規則（以下「府令」という。）第三十八条の二の国家公安委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げる者に対しては、それぞれ当該各号に定める書類とする。

一　第一条に定める基準に適合する講習を終了した者　別記様式第一号の特定任意高齢者講習終了証明書

二　前条に定める基準に適合する講習を終了した者　別記様式第二号の特定任意講習終了証明書

（免許関係事務の委託）

第四条　府令第三十一条の四の二ただし書の国家公安委員会規則で定める免許関係事務は、認知機能検査（法第九十七条の二第一項第三号イに規定する認知機能検査をいう。次項第一号において同じ。）及び運転技能検査（法第九十七条の二第一項第三号イに規定する運転技能検査をいう。次項第二号において同じ。）とする。

2　府令第三十一条の四の二ただし書の国家公安委員会規則で定める者は、次の各号に掲げる検査の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一　認知機能検査　次のいずれにも該当する者

イ　二十一歳以上の者

ロ　都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する審査に合格し、又は公安委員会が行う認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を終了した者

三　一の項及び二の項に掲げる者以外の者　前条各号に定めるものであること。

2　令第三十七条の六の二第一号の国家公安委員会規則で定める基準は、前項第一号又は第二号に掲げる受講者の区分に応じそれぞれ当該各号に定めるものとする。

第三条　府令第三十八条の二の国家公安委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げる者に対しては、それぞれ当該各号に定める書類とする。

一　第一条に定める基準に適合する講習を終了した者　別記様式第二号の特定任意講習終了証明書

二　前条第一項第一号又は第二号に定める基準に適合する講習を終了した者　別記様式第三号の特定任意高齢者講習終了証明書

（免許関係事務の委託）

第四条　府令第三十一条の四の二ただし書の国家公安委員会規則で定める免許関係事務は、認知機能検査とする。

2　府令第三十一条の四の二ただし書の国家公安委員会規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

一　二十五歳以上の者

二　公安委員会が行う認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する審査に合格し、又は公安委員会が行う認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を終了した者

一　運転者としての資質の向上に関すること、身体の機能の状況その他の自動車等の運転について必要な適性並びに道路交通の現状及び交通事故の実態その他の自動車等の運転について必要な知識について行うものであること。

二　あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて行い、かつ、その方法は、教本、自動車等、運転適性検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うものであること。

三　自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース又は道路における自動車等の運転をさせることにより行う検査及び運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく指導（個人指導（指導を行う者一人に対し指導を受ける者が一人のみである指導をいう。次号において同じ。）を含むものに限る。）を含むものであること。

四　認知機能検査の結果に基づく指導（個人指導を含むものに限る。）を含むものであること。

五　三時間以上行うものであること。